

【1】発生源対策の実施状況

ア 廃棄物焼却施設に対する適正管理についての指導状況

ダイオキシン法で定められている特定事業場は、これらの特定事業場を対象に計画的に立入検査等を県域内に305事業場（平成14年3月末現在）あり、行っています。

平成14年度監視指導状況（届出事業場数は、平成14年3月末現在）

	届出事業場数	立入検査件数	文書による指導件数	測定分析件数
特定事業場*	305	266	1	37
大気規制基準適用事業場	258	222	1	37
水質規制基準適用事業場	47	44	0	0

(*横浜市、川崎市及び横須賀市の区域を除く)

イ 廃棄物焼却施設の改善状況

既存の廃棄物焼却施設は、ダイオキシン法や廃棄物処理法に基づいて、その構造や排出ガス中のダイオキシン濃度を、平成14年12月から新しく適用された恒久対策基準（→29ページ）に適合する必要があります。市町村等の一般廃棄物焼却施設や民間事業者が設置する産業廃棄物焼却施設では、バグフィルターなどの排ガス処理設備を設置するなど、

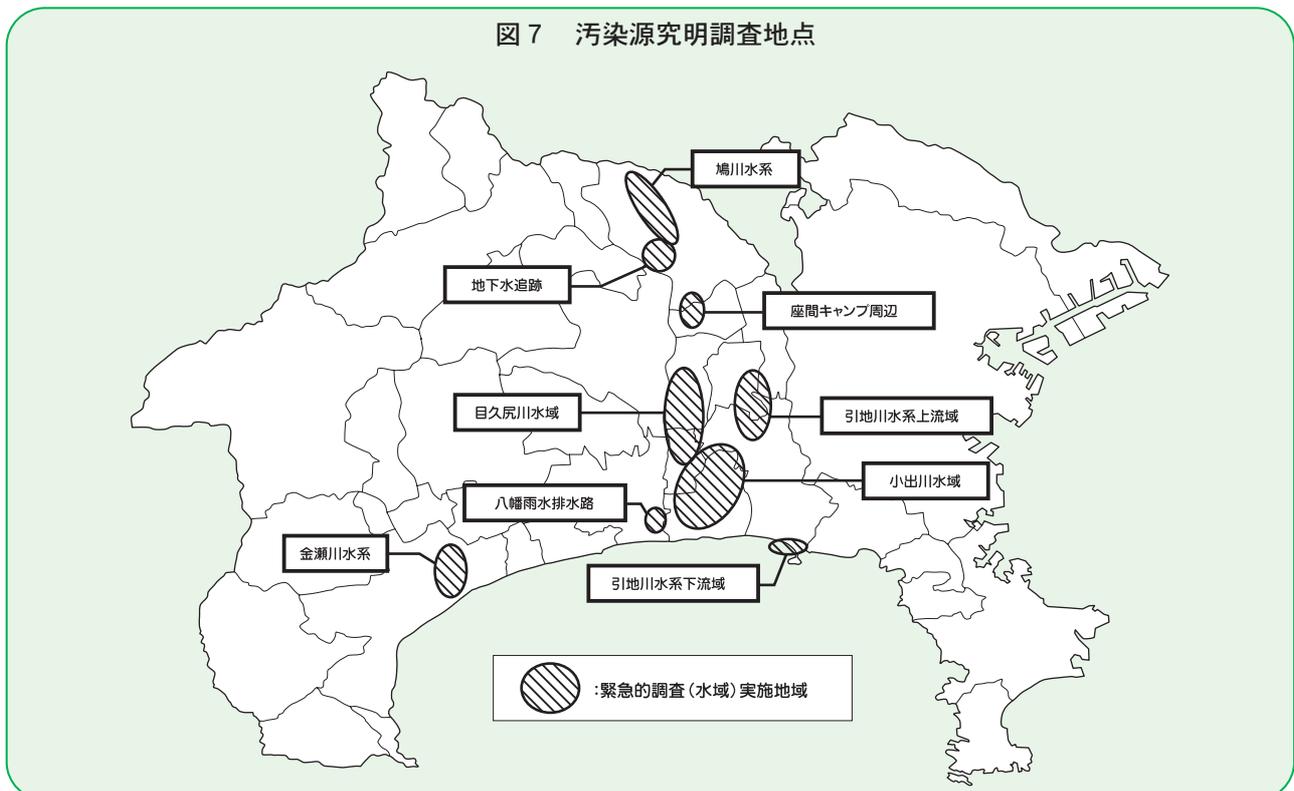
施設改善を行いました。

こうした取組みの結果、市町村等の一般廃棄物焼却施設は、43施設のうち休止または廃止予定の5施設を除く38施設が、また、同様に産業廃棄物焼却施設は、82施設のうち75施設が恒久対策基準に適合しています。（平成15年11月末現在）

ウ 河川調査結果を踏まえて行った汚染源究明調査

平成12年度に実施した緊急河川調査において水質環境基準値を超えた地点の流域等で、汚染源究明のため詳細調査や周辺環境への影響を確認する調査

を行いました。（→25～26ページ）



エ ダイオキシン法に基づく自主測定

ダイオキシン法第28条第1項から第3項の規定に基づき、廃棄物焼却施設等の設置者は、設置した施設の排出ガス等のダイオキシン類濃度を毎年1回以上自主測定し、その結果を知事（横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市にあっては市長）に報告する

こととされています。また、知事は、同条第4項の規定に基づき、報告を受けた測定結果を公表することとされています。平成14年度に報告された自主測定結果の概要は次のとおりです。

- 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に、ダイオキシン類の特定施設を設置していた261の事業者のうち、119の事業者から報告がありました。
- 排出ガスについては、0~36ng-TEQ/m³N、排水については、0.00076~9.4pg-TEQ/L、ばいじん及び焼却灰については、0~45ng-TEQ/gの範囲でした。
- 排出等の基準（→29ページ）の適合状況としては、「ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻」の処分基準の新設の基準値3ng-TEQ/gを超えたものが21件あったため、ばいじんの管理、処分方法の改善指導を行いました。
- 未報告の事業者に対しては、引き続き、立入検査の実施などを通じて報告するよう求めています。
- また、法施行時にすでに設置されていた既存の施設については、平成14年12月1日以降、排出ガスの排出基準及び「ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻」の処分基準が、また平成15年1月15日以降、排水の排出基準が、それぞれ強化されました。これらの基準に適合しない施設については基準に適合させるよう、指導を継続していきます。

なお、以上の自主測定の結果は、県の各地区行政センター環境部の窓口で誰でも閲覧することができます。また、ダイオキシン法政令市である横浜市、

川崎市及び横須賀市においても、同様の公表をインターネットで行っています。（→アドレスは最終ページ）

オ 廃棄物焼却施設の解体工事への対応

国においては、平成13年4月に労働安全衛生規則を改正し、廃棄物焼却施設の解体工事における作業従事者のダイオキシン類へのばく露防止措置を規定するとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類へのばく露防止対策要綱」を制定しています。

一方、廃棄物処理法、ダイオキシン法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、廃棄物焼却施設の設置手続き及び構造・維持管理に関する基準を設けていますが、解体工事については特段の定めをしておりません。

こうしたことから、廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等の飛散・流出による周辺環境への汚染を未然に防止すること等を目的として、「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を制定し、平成13年12月1日から施行しています。なお、保健所を設置する市（横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市）においても同様の条例・要綱等を制定しており、平成14年4月以降、県内全域でほぼ同様の取組みが行われています。

カ 廃棄物処理の現状

一般廃棄物の排出量は、平成13年度で393万トンあり、再生利用された量は61万トンで、56万トンが最終処分されました。

一般廃棄物は、事業所からのごみが増加していることなどから、人口の増加を上回って増えていますが、再生利用が進んだため、最終処分量は昭和62年度に比べると約25%減少しています。

産業廃棄物の排出量は、平成10年度で1,845万トンあり、再生利用された量は670万トンで217万トンが最終処分されました。

産業廃棄物については、排出量が昭和62年度から20%減少してきた中で、再生利用・減量化の割合は同水準で維持され、最終処分量は40%減少しています。

【排出量等の推移】

(量：万トン)

一般廃棄物		昭和62年度			平成5年度			平成10年度			平成13年度		
		排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数
	排出量	307	100%	100	353	100%	115	374	100%	122	393	100%	128
	再生利用量	16	5%	100	31	9%	194	47	13%	294	61	16%	381
	減量化量	216	70%	100	249	70%	115	266	71%	123	276	70%	128
	最終処分量	75	25%	100	73	21%	97	61	16%	81	56	14%	75

(量：万トン)

産業廃棄物		昭和62年度			平成5年度			平成10年度		
		排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数
	排出量	2,299	100%	100	2,040	100%	89	1,845	100%	80
	再生利用量	854	37%	100	707	35%	83	670	36%	78
	減量化量	1,085	47%	100	1,086	53%	100	958	52%	88
	最終処分量	360	16%	100	247	12%	69	217	12%	60

出典：神奈川県廃棄物処理計画（平成14年3月策定）
平成13年度神奈川県廃棄物処理事業の概要

キ 廃棄物問題の今後の対策の方向性

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、私たちに物質的な「豊かさ」や「便利さ」をもたらす一方で、資源やエネルギーを消費し、地球規模を含めて、様々な環境問題を引き起こしています。とりわけ、廃棄物に関する問題は、大量の廃棄物の排出、最終処分場の残余容量のひっ迫、あとをたない不法投棄など、私たちにとって身近で、しかも大きな課題となっています。

こうした問題を解決していくため、県では、「廃

棄物県内処理100%」を基本目標に掲げ、第一に廃棄物の排出抑制の推進、次に再利用、再生利用の推進、そして、最後に残った廃棄物を適正に処理することを基本に諸対策を進めることにしています。

県ではこうした道筋を具体的に示し、廃棄物問題に対するさまざまな課題に対応するため、平成14年3月に一般廃棄物と産業廃棄物を対象とする「廃棄物処理計画」を策定しました。

■ 廃棄物処理計画の概要 ■

○計画の対象等

一般廃棄物と産業廃棄物を対象とする廃棄物に関する総合的な計画で、平成27年度を展望した施策の方向を定めるとともに、14～18年度までの事業計画を定めています。

○計画目標

廃棄物県内処理100%を基本目標とし、その実現に向けて、排出量、再生利用量、最終処分量等の目標や、事業目標（①海洋投入処分原則ゼロ②未処理埋立処分原則ゼロ③PCB廃棄物の100%処理）を設定しています。

○計画目標を達成するための8つの施策

- 排出抑制の推進 ●循環的利用の推進 ●各リサイクル法の推進
- 安全・安心な廃棄物処理体制の整備 ●不適正処理の防止
- し尿処理対策の推進 ●環境関連技術の研究、開発の推進と環境産業の振興
- 県民、事業者との協働

※廃棄物処理計画は、廃棄物対策課や県ホームページ等でご覧いただけます
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/syorikeikaku/index.htm>

■県内自治体の取組（平成14年度）■

ここでは、ダイオキシン法の政令市である横浜市、川崎市及び横須賀市の取組を紹介します。

	環境モニタリング	監視指導	その他
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ○一般環境大気調査 定点測定：18地点 (年4回測定) ○水質調査 河川11地点、 海域7地点、 地下水9地点 (年1回測定) ○底質調査 河川11地点、 海域7地点 (年1回測定) ○土壌調査： 68地点 (年1回測定) 	<ul style="list-style-type: none"> ①民間焼却施設に対する指導 法令に基づく規制指導を実施するとともに、 次のような立入調査を行っています。 ・大型焼却炉…排出ガス（30施設）、焼却灰、 集じん灰調査（19施設） ・周辺大気調査（10施設） ・小規模焼却炉…排出ガス（20施設）、焼却 灰調査（26施設） ・事業場排水調査（26事業場） ②産業廃棄物最終処分場に対する指導 浸出水、放流水について7検体、周辺地下水 について13検体の調査を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市の焼却施設における対応 焼却工場では、高温焼却と連続運転を実施 するとともに、排出ガス処理設備によりダイ オキシン類の排出量を削減しています。 ○環境科学研究所における測定分析・調査 環境科学研究所では、次のような測定分析・ 調査・研究を行っています。 ・大気、水質、土壌、底質の分析 ・地下水の分析 ・粉じんの粒径別含有量調査など ○公表及び啓発 ①広報パンフレットの作成配布 ②測定結果の公表 環境調査及び事業所での自主測定結果な どを、市インターネットのホームページ等 により公表しています。
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ○一般環境大気調査 3か所（年4回測定） ○ごみ処理センター周辺環 境大気調査32地点（年 2回測定） 一部の地点で年5回測定。 詳細は22ページ参照。 ○水質調査 海域7地点、河川4地点、 地下水3地点（河川1地 点は年4回、その他は年 1回測定） ○底質調査 海域7地点、河川2地点 (年1回測定) ○土壌調査 市内公園12地点 (年1回測定) 	<ul style="list-style-type: none"> ①条例に基づく指導 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する 条例」（平成12年12月20日施行）に基づきダ イオキシン類対策、廃棄物の発生抑制、ごみ の分別、リサイクルの徹底などを指導してい ます。 ②特定施設の監視指導 事業所のダイオキシン類の自主測定の実施及 び測定結果についての報告を指導しています。 ・処理方法、排水系統などについての適正管 理を確認 ・事業所立入調査の実施 ・措置法に基づく事業所での自主測定の実施 及び市への報告 ③廃棄物焼却施設の解体工事への指導 「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事における ダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を策定 し、平成14年4月1日から施行しており、解 体工事を実施する事業所からの報告に基づい て指導しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市のごみ処理センターにおけるダイオキシン 類削減対策工事の実施（平成14年11月末ま でに完了） ○ダイオキシン類排出実態調査 市内4処理センターの排ガス、飛灰、焼却 灰及び排水中のダイオキシン類の実態把握を 継続して調査しています。 ○公表及び啓発 ①環境調査結果の公表 インターネットのホームページ、環境情 報、市政だより等により公表しています。 ②自主測定結果の公表 事業所での自主測定結果について、市に 報告のあった内容を閲覧簿及びインターネ ットのホームページにより公表しています。 ○パンフレットの改訂・配布 平成15年3月にパンフレットを改訂し、 市民に配布するとともに、インターネットの ホームページに掲載しています。 ○麻生区内のダイオキシン類環境基準超過への 対応（→22ページ）
横須賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○一般環境大気調査 5地点（年4回測定） ○水質調査 海域5地点、河川3地点、 地下水4地点（河川は年 4回、他は年1回測定） ○底質調査 海域5地点、河川3地点 (年1回測定) ○土壌調査 市内公園17地点 (年1回測定) 	<ul style="list-style-type: none"> ①特定施設に対する指導 関係法令に基づきダイオキシン類削減対策等 の指導をするとともに、次のような調査を実 施しています。 ・立入検査 廃棄物焼却施設・下水道終末処理施設 ・産業廃棄物焼却施設の排ガス、燃え殻、ば いじんのダイオキシン類の測定 ②産業廃棄物最終処分場に対する指導 ・放流水のダイオキシン類測定 	<ul style="list-style-type: none"> ○市のごみ焼却工場の対策 ①ダイオキシン類削減対策工事实施 ②ダイオキシン類排出実態調査 南処理工場の排ガス、ばいじん、焼却灰 及び排水中のダイオキシン類の実態把握を 継続して行います。 ○最終処分場のダイオキシン類測定 既に埋立を終了した市所有の最終処分場 について浸出水、放流水、地下水のダイオキ シン類の測定を行います。 ○小動物焼却炉ダイオキシン類測定 市所有の小動物焼却炉について排ガス、ば いじん、焼却灰のダイオキシン類の測定を行 います。 ○公表 調査結果は市インターネットのホームペー ジ等にて公表します。